

広島県告示第十七号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によつて、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和六年一月十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
高取北一丁目五十八地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

広島市安佐南区						郡市・区
高取北一丁目			高取北町	高取北一丁目	町	
						大字
						字
四四一番一七	四三五番一四	三七四番一	四七番	四九番	四四八番二	地番
標柱七号	標柱六号	標柱五号	標柱三号及び四号	標柱二号	標柱一号	標柱番号